

横浜市賃貸住宅供給促進計画

2019（平成31）年4月

2021（令和3）年4月 一部改定

横浜市

目次

第1章 計画策定に関する基本的事項	1
1. 計画策定の目的	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画期間	1
第2章 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標	2
1. 住宅確保要配慮者の範囲	2
2. 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標	3
(1) 公営・公的賃貸住宅	3
(2) 民間賃貸住宅	3
第3章 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進のために必要な施策	4
1. 住宅確保要配慮者に対する公的賃貸住宅の供給の促進	4
(1) 市営住宅	4
(2) 公的賃貸住宅による入居支援	4
2. 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進	5
(1) セーフティネット住宅の登録に関する事項	5
(2) 経済的支援に関する取組	6
(3) 居住支援協議会に関する取組	6
(4) その他住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する取組	7
3. 住宅確保要配慮者が入居する賃貸住宅の管理の適正化	8
(1) 賃貸住宅や登録住宅の管理の適正化のために講ずる施策に関する事項	8
(2) 賃貸人への啓発のために講ずる施策に関する事項	8
資料編	9
1. 横浜市内における住宅確保要配慮者の世帯や居住の状況	9
(1) 低額所得者等（生活保護受給者、ホームレス等を含む）	9
(2) 高齢者	11
(3) 障害者	15
(4) 子育て	16
(5) 外国人	18
2. 横浜市内における賃貸住宅のストックの状況	19
(1) 住宅ストックの概要	19
(2) 住宅確保要配慮者に対する活用可能な賃貸住宅の供給状況	20

第1章 計画策定に関する基本的事項

1. 計画策定の目的

本計画は、「横浜市住生活基本計画」における施策の理念である、どこでも誰もが安心して暮らせる住環境の実現に向け、住宅の確保に配慮を要する者（以下「住宅確保要配慮者」という。）に対する賃貸住宅の供給及び居住の安定を促進することを目的に策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号。以下「法」という。）」第 6 条第 1 項に基づく「市町村賃貸住宅供給促進計画」として定めます。

3. 計画期間

「横浜市住生活基本計画」との整合を図るため、2019 年度から 2026 年度までの 8 年間とします。なお、社会経済情勢の変化や横浜市住生活基本計画の見直しなどを踏まえ、必要に応じて本計画を見直します。

第2章 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標

1. 住宅確保要配慮者の範囲

法第2条第1項第1号から第5号までに定める者及び「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年国土交通省令第63号。以下「規則」という。）」第3条第1号から第10号までに定める者に加え、同条第11号に規定する市町村賃貸住宅供給促進計画で定める者は、以下のとおりとします。

- ◇ 海外からの引揚者
- ◇ 新婚世帯
- ◇ 原子爆弾被爆者
- ◇ 戦傷病者
- ◇ 児童養護施設等退所者
- ◇ LGBT（レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー等）
- ◇ UIJターンによる転入者
- ◇ 住宅確保要配慮者に対して必要な生活支援等を行う者

i 法第2条第1項第1号から第5号までに定める住宅確保要配慮者

- ・低額所得者
- ・被災者（発災後3年以内）
- ・高齢者
- ・身体障害者、知的障害者、精神障害者、その他の障害者
- ・子ども（高校生相当以下）を養育している者

規則第3条第1号から第10号までに定める住宅確保要配慮者

- ・外国人
- ・中国残留邦人
- ・児童虐待を受けた者
- ・ハンセン病療養所入所者等
- ・DV（ドメスティック・バイオレンス）被害者
- ・北朝鮮拉致被害者等
- ・犯罪被害者等
- ・更生保護対象者等
- ・生活困窮者
- ・東日本大震災による被災者

2. 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標

(1) 公営・公的賃貸住宅

「住生活基本法（平成 18 年法律第 61 号）」第 17 条第 1 項の規定に基づく「神奈川県住生活基本計画」及び「横浜市住生活基本計画」を踏まえ、公的賃貸住宅の供給主体とも連携し、公営・公的賃貸住宅を公平かつ的確に供給します。

(2) 民間賃貸住宅

住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、地域における空き家・空き室を有効活用し、住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅（以下、「セーフティネット住宅」という。）の登録を推進します。

第3章 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進のために必要な施策

1. 住宅確保要配慮者に対する公的賃貸住宅の供給の促進

(1) 市営住宅

① 市営住宅の供給

住宅セーフティネットの根幹である市営住宅については、「横浜市住生活基本計画」及び「横浜市市営住宅の再生に関する基本的な考え方」を踏まえ、今後20年程度は、現在の戸数（約31,000戸）を維持します。

市営住宅の再生（改修・建替え）に当たっては、周辺地域を含め、日常生活や地域包括ケアの推進に必要な機能を集積することによって生活の拠点を形成し、地域のまちづくりに貢献します。

② 市営住宅による入居支援

市営住宅は、低額所得の高齢者や障害者など、真に住宅に困窮する方々の居住の安定を確保しています。子育て世帯、高齢者世帯及び車いすの使用が必要な障害者世帯等を対象とする専用住宅の提供や、他の住宅では入居を制限される可能性がある世帯に対する入居者募集時の選考倍率の優遇等を行い、入居を支援します。

また、住宅のバリアフリー化を実施し、入居者が生活しやすい住宅の供給を進めています。

(2) 公的賃貸住宅による入居支援

低額所得の高齢者世帯を対象とした「高齢者向け優良賃貸住宅」、低額所得の子育て世帯を対象とした家賃補助付きの「子育てりふいん（横浜市子育て世帯向け地域優良賃貸住宅）」により、公的賃貸住宅における入居を支援します。

住宅供給公社やUR都市機構の住宅の既存の入居者には、住宅確保要配慮者も含まれており、引き続き公営住宅と連携して居住の安定を確保していきます。

2. 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進

(1) セーフティネット住宅の登録に関する事項

① セーフティネット住宅の確保の取組

市内における空き家・空き室を有効活用し、セーフティネット住宅の供給の促進を図ります。

セーフティネット住宅の普及を図るため、不動産関係団体等を通じた周知や市の広報、「横浜市居住支援協議会ガイドブック」を活用した説明会等を開催することにより、民間賃貸住宅の賃貸人に対し、登録制度の内容や補助等の支援に関する周知を実施し、セーフティネット住宅への登録の働きかけを行っていきます。

② 登録住宅（一般住宅）の規模の緩和

小規模な既存住宅の活用によるセーフティネット住宅の登録の促進の観点から、従前の最低居住（面積）水準を考慮して、規則第11条で定める各戸の面積「25㎡」については、2006（平成18）年3月31日以前に建築確認がなされた既存住宅は「18㎡」とし、1996（平成8）年3月31日以前に建築確認がなされた既存住宅は「16㎡」とします。

また、台所、収納、又は浴室・シャワー室を共同利用する場合の各戸の面積については、参考事例として、「横浜市有料老人ホーム設置運営指導指針」において、有料老人ホームの居室等の床面積が13㎡/人以上と定められていることを考慮し、新築・既存住宅を問わず、「13㎡」とします。ただし、台所等を各居室部分に備える場合と同等以上の居住環境が確保される場合に限りです。

③ 登録住宅（共同居住型住宅）の規模の緩和

小規模な既存住宅の活用によるセーフティネット住宅の登録の促進及びひとり親家庭の住まいの確保の促進の観点から、「規則第11条ただし書き及び第12条第二号ロの国土交通大臣が定める基準（平成29年国土交通省告示第941号。以下「告示」という。）」について以下のとおり定めます。

各専用居室の面積「9㎡」については、既存の標準的な6畳の居室（約10㎡）を活用することも想定して告示で定められていますが、都市部には四畳半の居室も相当数存在すること、アパートやマンションなどの集合住宅にはサイズの小さいいわゆる「団地間」の畳（約1.44㎡/枚）の使用が多いこと等を考慮し、既存の「団地間」の四畳半（約6.5㎡）も活用できるよう、2020（令和2）年5月31日以前に建築確認がなされた既存住宅は、「6㎡」とします。（告示第2条第三号関係）

住棟全体の面積「15㎡×居住人数+10㎡」については、既存住宅の各専用居室の面積基準を9㎡から6㎡に3㎡緩和することから、2020（令和2）年5月31日以前に建築確認がなされた既存住宅は、「12㎡×居住人数+10㎡」とします。（告示第2条第一号関係）

各専用居室の居住人数「1人」については、子どもを養育しているひとり親世帯に限り、「各専用居室の面積÷9㎡」人とします。また、2020（令和2）年5月31日以前に建築確認がなされた既存住宅については、「各専用居室の面積÷6㎡」人とします。なお、子どもについては、住生活基本計画（全国計画）における2人以上の世帯の場合の最低居住面積水準を算定する際の基準を用いて、以下のとおりとします。（告示第2条第二号関係）

3歳未満・・・0.25人、3歳以上6歳未満・・・0.5人、6歳以上10歳未満・・・0.75人

例) 2020 (令和 2) 年 5 月 31 日以前に建築確認がなされた既存住宅における 6 畳 (約 10 m²) の居室の場合、 $10 \text{ m}^2 \div 6 \text{ m}^2 \approx 1.6$ 人となるため、親 1 人と 3 歳未満の子ども 2 人まで、または親 1 人と 3 歳以上 6 歳未満の子ども 1 人までの居住が可能となります。

設備の利用人数「概ね 5 人につき 1 か所の割合」については、2020 (令和 2) 年 5 月 31 日以前に建築確認がなされた既存住宅で、かつ学生、就労者、高齢者等、生活パターンの異なる属性が混在するシェアハウス等で市長が支障がないと認める場合は、緩和することとします。(告示第 2 条第五号関係)

(2) 経済的支援に関する取組

2013 (平成 25) 年住宅・土地統計調査によると、本市の借家世帯のうち、月額収入 15 万 8 千円以下の世帯は、約 21 万世帯となっています。住宅確保要配慮者のうち、低額所得者が安心して暮らせるよう、低額所得者が公募により入居するセーフティネット住宅において、個々の状況に応じて、家賃低廉化及び家賃債務保証料低廉化の支援を行うことにより、居住の安定を図ります。

また、住宅確保要配慮者のうち、低額所得者で、現在の住宅に住み続けることが必要な者についても、居住の安定を図るため、家賃低廉化の支援を行います。

(3) 居住支援協議会に関する取組

住宅確保要配慮者が安心して住み続けるためには、入居から居住中、退去に至るまでの一連の支援が重要となります。そのため、住宅部局と福祉部局等の関係部局との連携を充実させるほか、「横浜市居住支援協議会」や関係団体など多様な主体と情報共有・連携を図り、総合的かつ効果的に入居の促進及び居住の安定を図ります。

また、入居希望者、賃貸人及び不動産店等から住まいに関する相談等を受け付ける「横浜市居住支援協議会相談窓口」において、セーフティネット住宅をはじめとする住宅の紹介や福祉相談窓口の案内、居住支援サービスの紹介等を行うことで、住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅へ円滑に入居できるよう、取組を進めていきます。

さらに、緊急連絡先がないため入居できないなど解決が難しい相談に、よりの確に対応できるよう、不動産事業者、福祉支援団体、福祉部局等の協議会会員や、区役所の福祉窓口と連携した「ケーススタディ」などを通じて、相談体制の充実に向けた検討を進めます。

加えて、横浜市居住支援協議会を核として、不動産事業者や福祉支援団体などの多様な居住支援団体が連携した支援体制を充実させるため、協議会が居住支援団体を「サポーター」として認定し、団体間や区局の連携を強化する新たな制度の検討を進めるなど、住宅確保要配慮者への様々な支援を実施していきます。

i 横浜市居住支援協議会

横浜市居住支援協議会は、法第 51 条に基づき、横浜市における福祉の向上と豊かで住みやすい地域づくりに寄与することを目的として、2018（平成 30）年 10 月に設立されました。

<事業内容>

- 一 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援に関する事。
- 二 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定方策に関する事。
- 三 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進のための啓発活動及び民間賃貸住宅の賃貸人からの物件提供促進のための環境整備に関する事。
- 四 横浜市賃貸住宅供給促進計画への意見聴取に関する事。
- 五 新たな住宅セーフティネット制度における、家賃補助等の経済的支援への意見聴取に関する事。
- 六 その他目的達成のために必要な事業。

<今後の取組>

- ・入居希望者、賃貸人及び不動産店等からの相談を受ける窓口の設置
- ・セーフティネット住宅の情報提供
- ・参画する団体のサービス等を活用した入居から退去までの支援の実施

<会員区分>

- ・宅地建物取引業者
- ・居住支援団体
- ・民間団体
- ・横浜市関係課

(4) その他住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する取組

① ヨコハマ・りびいん（横浜市特定優良賃貸住宅）の活用

ヨコハマ・りびいんは、原則として、中堅所得のファミリー世帯が入居可能です。

しかし、3か月以上入居者のない住宅については、賃貸人が市長の承認を受けることにより、住宅の全部又は一部を、住宅確保要配慮者に賃貸することができます。

② 身近な場所での相談体制の充実

市民が身近な場所で住替えをはじめとする住まいに関する様々な相談を受けられるよう、「住まいの相談窓口」等で、相談や情報提供を行います。

今後、これら既存の相談拠点と連携するなど、住宅確保要配慮者の住まいに関する相談体制を充実させていきます。

3. 住宅確保要配慮者が入居する賃貸住宅の管理の適正化

(1) 賃貸住宅や登録住宅の管理の適正化のために講ずる施策に関する事項

① 民間賃貸住宅の質の向上

民間賃貸住宅において、あらゆる住宅確保要配慮者が居住しやすい良好な居住環境を有する住宅の普及に向けて、バリアフリー化など国等が実施する改修費支援の情報発信に取り組み、質の向上を推進します。

② セーフティネット住宅制度の適正な運用

入居を拒まない住宅確保要配慮者の属性について、できるだけ多くの属性を選択するよう働きかけるとともに、制度の適正な運用を図るため、登録事業者に対する指導監督を適切に行います。

(2) 賃貸人への啓発のために講ずる施策に関する事項

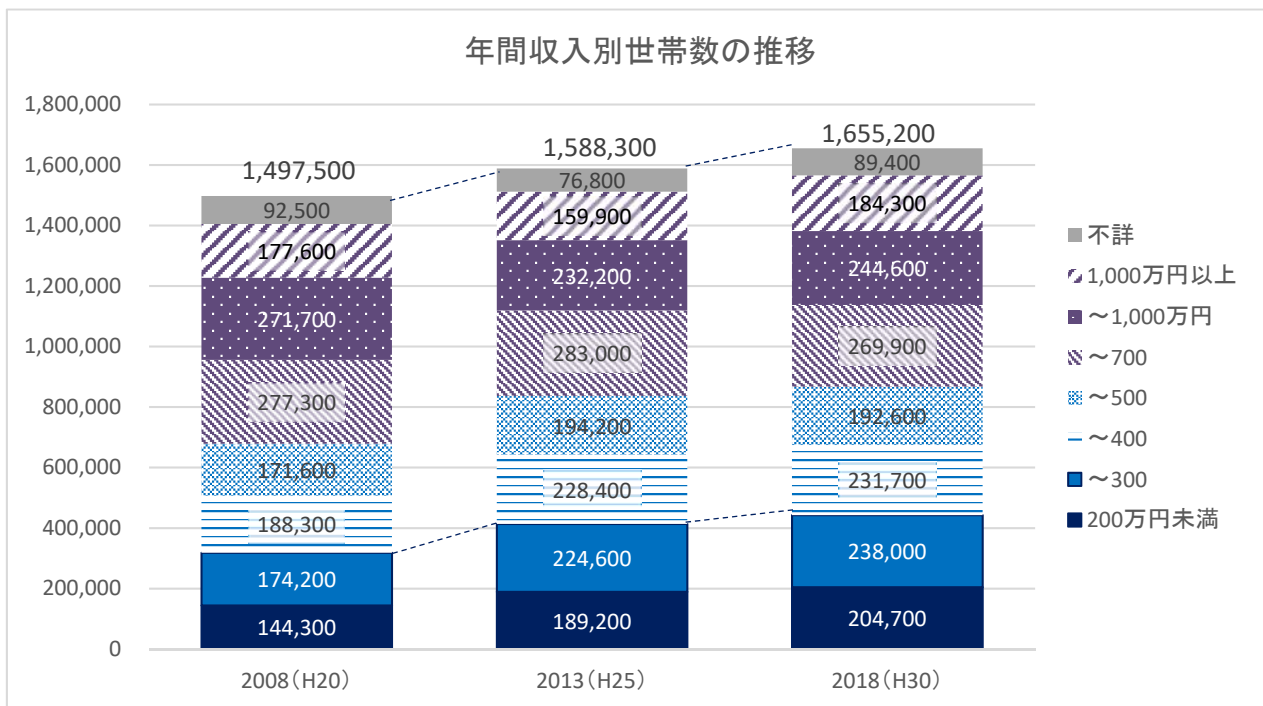
居住支援協議会や関係団体と連携し、賃貸人等へ住宅確保要配慮者を受け入れる上で必要な情報提供を実施するとともに、入居差別の解消のための啓発を行います。

1. 横浜市内における住宅確保要配慮者の世帯や居住の状況

(1) 低額所得者等（生活保護受給者、ホームレス等を含む）

①世帯の年間収入別世帯数の推移

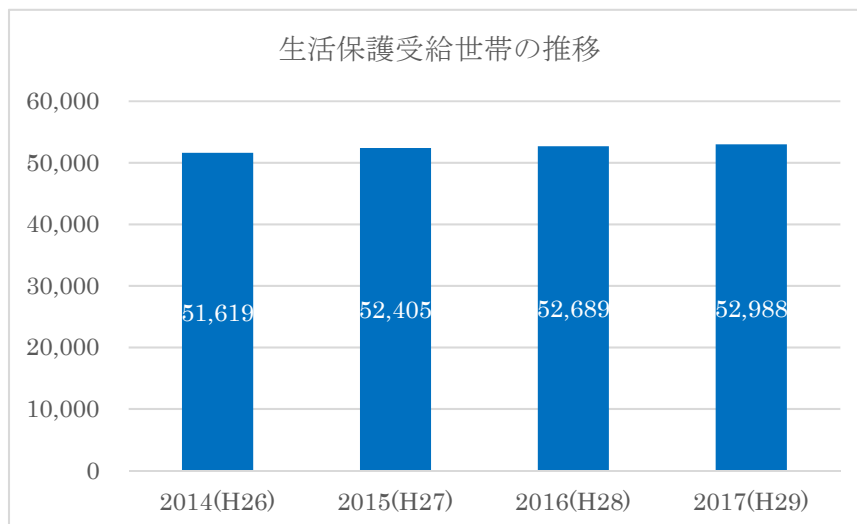
年収 300 万円未満の世帯数は増加傾向にあります。



【総務省「住宅・土地統計調査」】

②生活保護受給世帯数

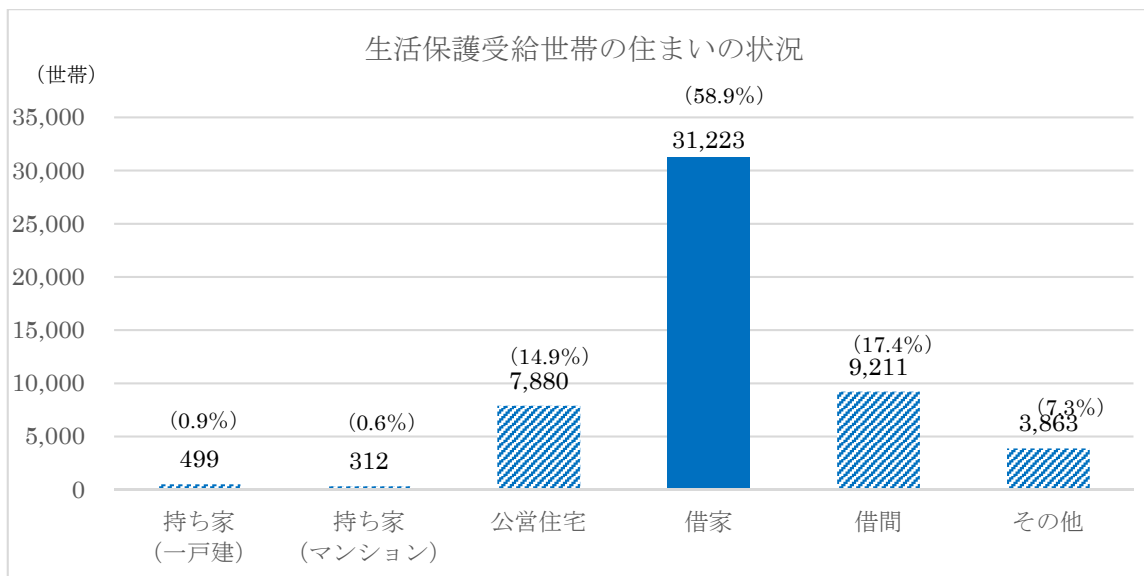
生活保護法に基づく保護を受けている世帯はほぼ横ばいとなっています。



【厚生労働省「被保護者調査」】

③生活保護受給世帯の住まいの状況

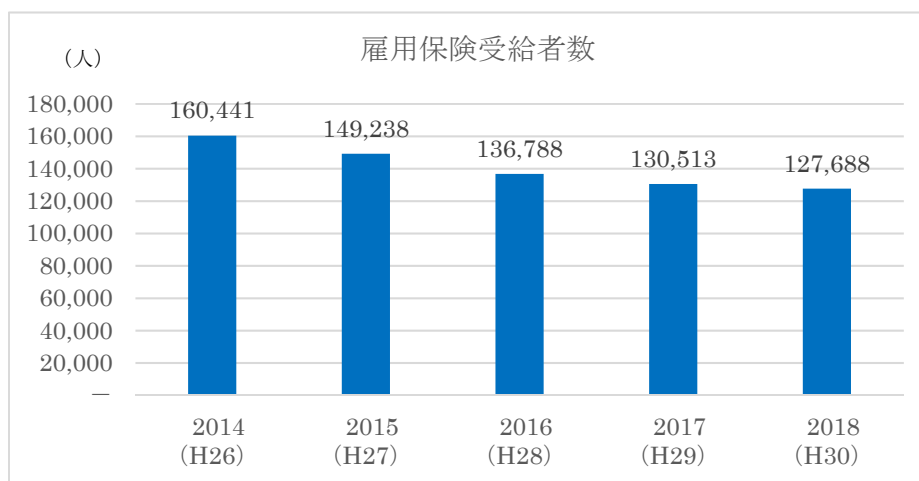
生活保護受給世帯のうち、約 70%が借家、約 15%が公営住宅に住んでいます。



【厚生労働省「2017 (H29) 年度 被保護者調査」】

④失業者の推移

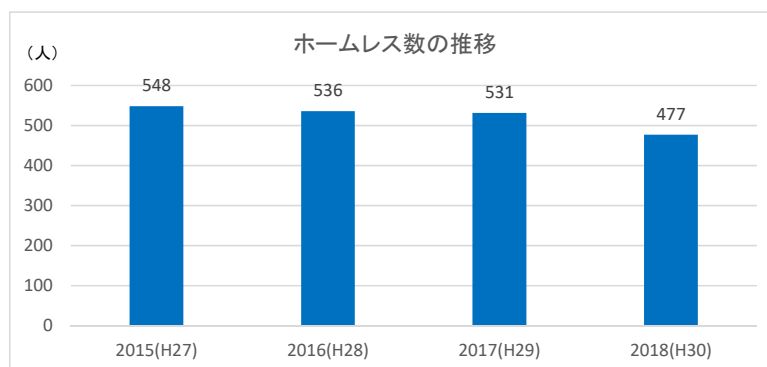
雇用保険受給者数は減少傾向にあります。



【厚生労働省「労働市場年報」】

⑤ホームレス数の推移

ホームレス数は年々減少傾向にあります。



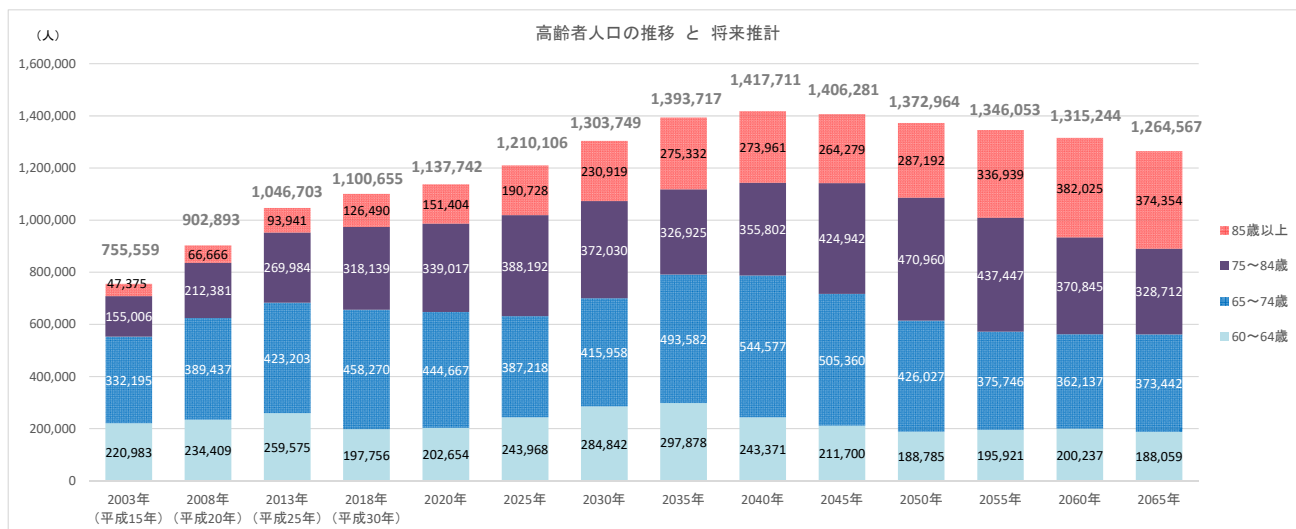
【厚生労働省「ホームレスの実態に関する全国調査(概数調査)」(1月実施)】

(2) 高齢者

① 高齢者人口

2018（平成 30）年における横浜市内の 60 歳以上の高齢者人口は約 110 万人です。

将来推計によると、2040 年頃に約 140 万人を超え、このうち 85 歳以上の高齢者数は現在と比較して 2 倍以上と顕著な増加が見込まれています。

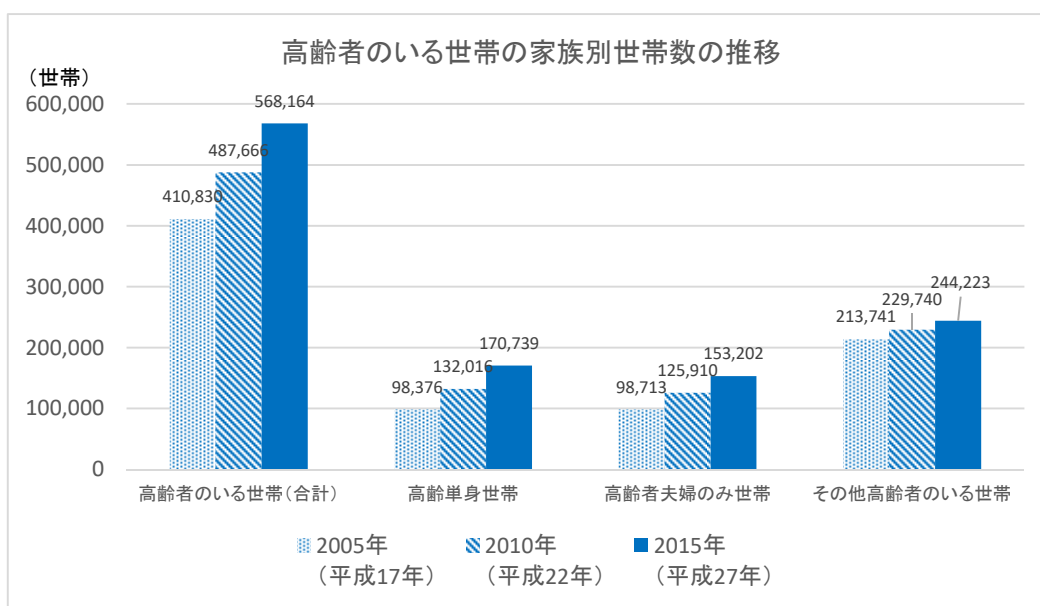


※2018年まで実績、2020年以降推計

【総務省「国勢調査」、横浜市「横浜市の将来人口推計（2015（平成27）年基準時点）」】

② 高齢者世帯

市内では、「高齢者のいる世帯」（65 歳以上）は 2005（平成 17）年から 2015（平成 27）年にかけて約 1.4 倍となっており、そのうち「高齢単身世帯」は約 1.7 倍、「高齢者夫婦のみ世帯」（夫婦とも 65 歳以上）は約 1.6 倍となっています。



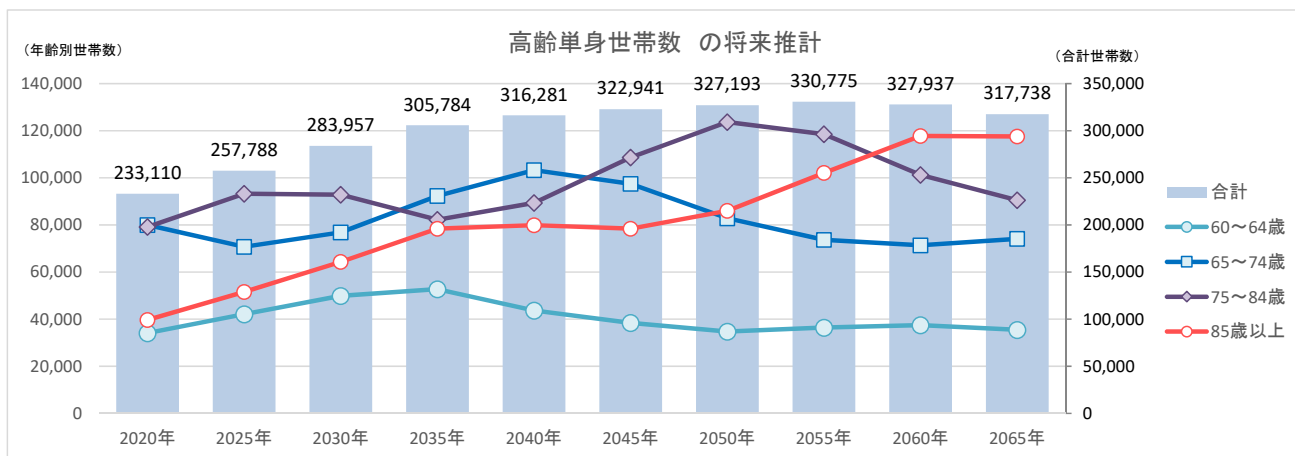
【総務省「国勢調査」】

③高齢者世帯数の将来推計

ア) 高齢単身世帯数

市内の「高齢単身世帯数」（65歳以上）は2055年に33万世帯に達することが予想されています。

年齢別にみると、60～64歳、65～74歳及び75～84歳の単身世帯数は、2035年から2050年にかけて一時的に増加するものの、2065年には現状とさほど変わらないことが予測されています。一方、85歳以上の単身世帯数は増加しつづけることが見込まれています。

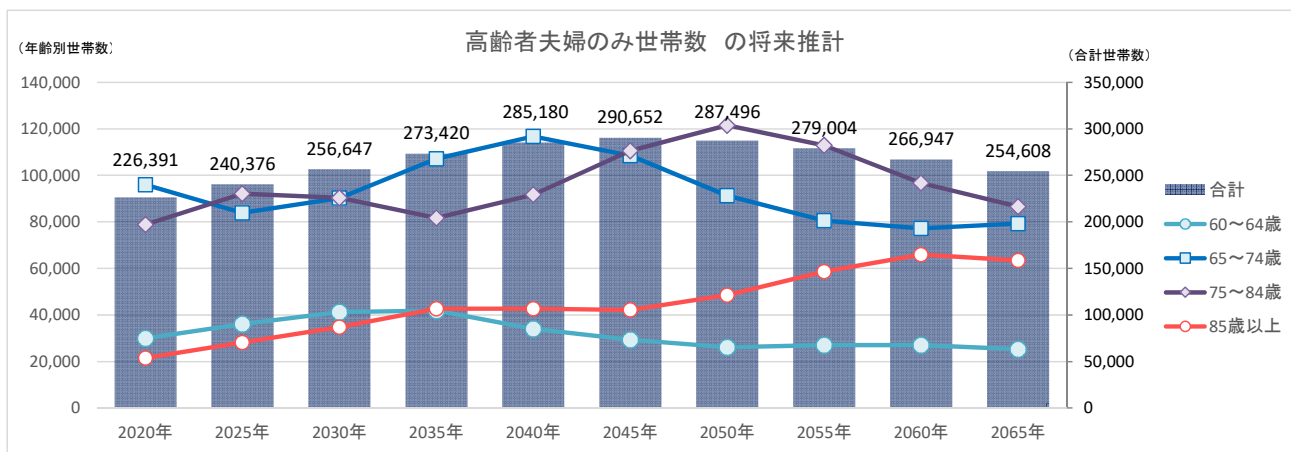


【横浜市「横浜市の将来人口推計（2015（平成27）年基準時点）」】

イ) 高齢者夫婦のみ世帯数

市内の「高齢者夫婦のみ世帯数」（世帯主が60歳以上の夫婦）は、2045年に29万世帯に達することが予想されています。

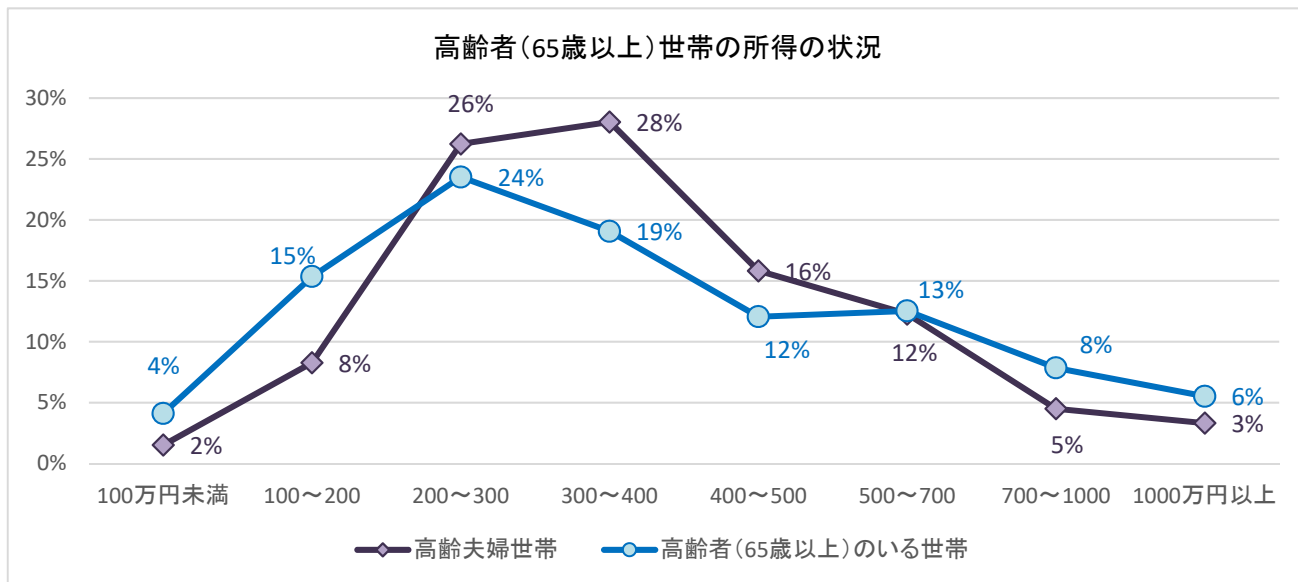
年齢別にみると、世帯主が60～64歳、65～74歳及び75～84歳の「高齢者夫婦のみ世帯数」は、2035年から2050年にかけて一時的に増加するものの、2065年には現状とさほど変わらないことが予測されています。一方、85歳以上の「高齢者夫婦のみ世帯数」は増加傾向が見られ、2060年には2020年に比べて約3倍になることが見込まれています。



【横浜市「横浜市の将来人口推計（2015（平成27）年基準時点）」】

④高齢者世帯の所得の状況

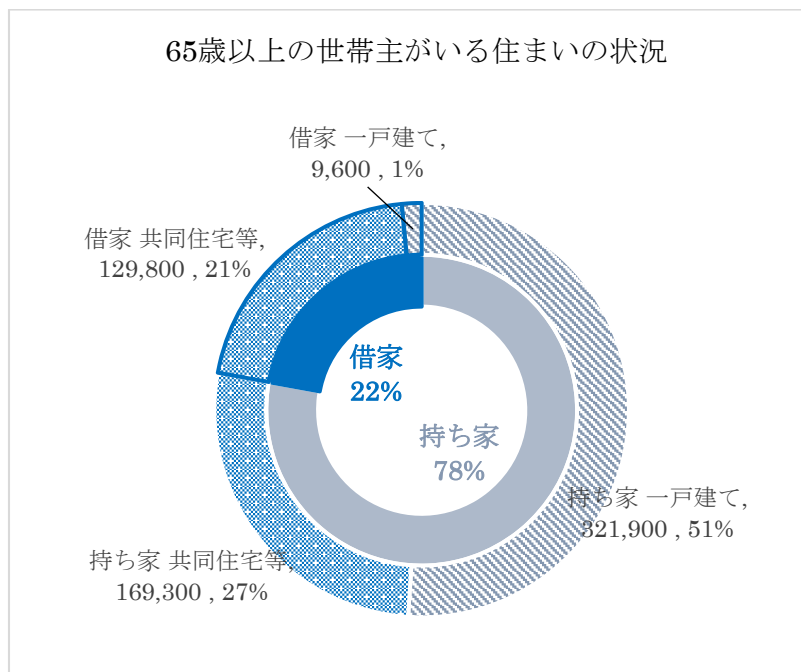
市内の「高齢者のいる世帯」（65歳以上）では、200～300万円の所得の割合が最も多い状況です。そのうち、「高齢夫婦世帯」（夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦）では、300～400万円の所得の割合が最も多く、「高齢夫婦世帯」の半数以上が200～400万円の所得であることがわかります。



【総務省「2018（H30）年 住宅・土地統計調査」】

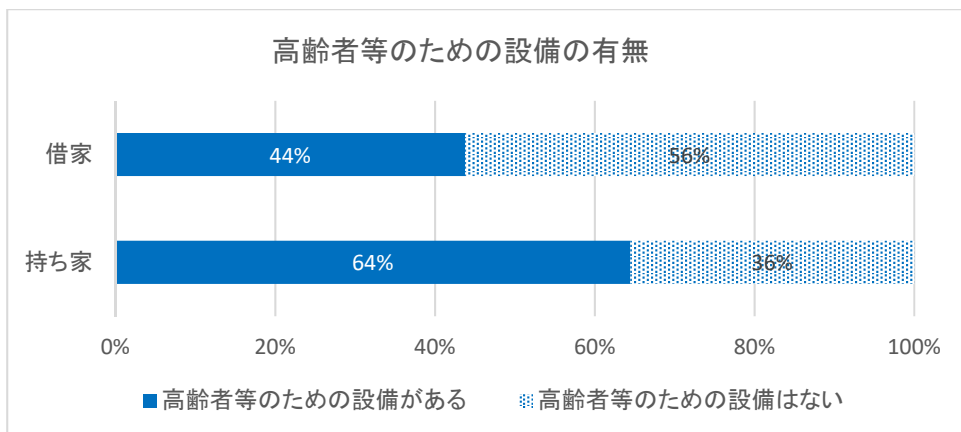
⑤高齢者世帯の居住の状況

市内の65歳以上の世帯主がいる住まいでは、持ち家が78%、借家が22%となっています。内訳をみると、全体の約21%にあたる129,800世帯が共同住宅等（共同住宅、長屋建）の借家に住んでいます。

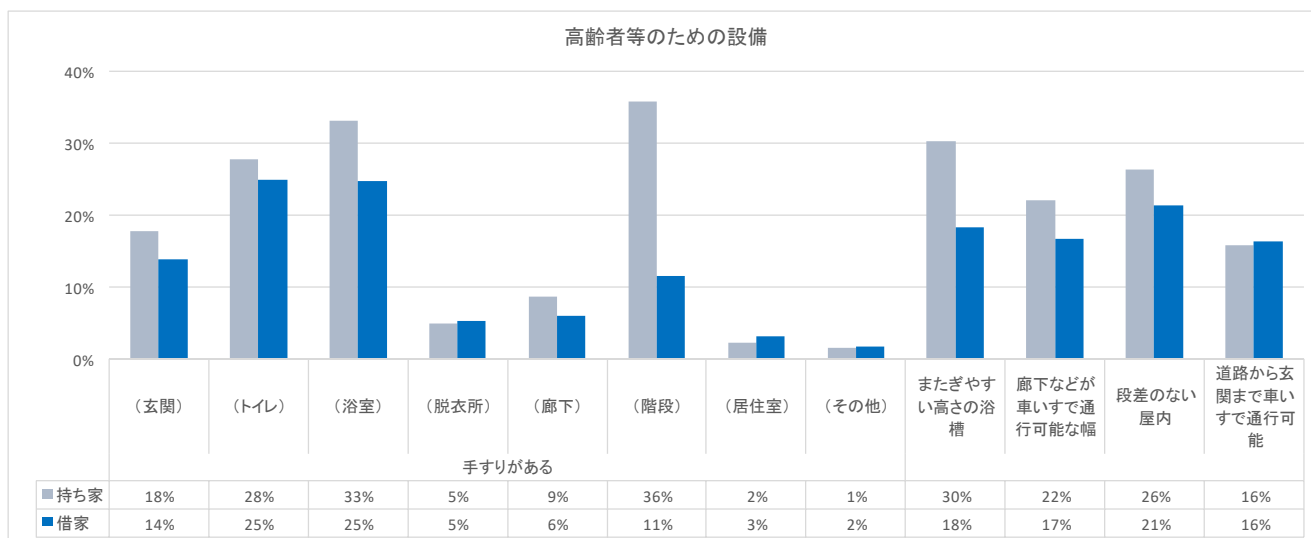


【総務省「2018（H30）年 住宅・土地統計調査」】

また高齢者等のための設備の有無の状況を見ると、持ち家のうち 64%が高齢者等のための設備があるのに対して、借家では 44%となっており、持ち家に比べてバリアフリーの普及が低いことがわかります。



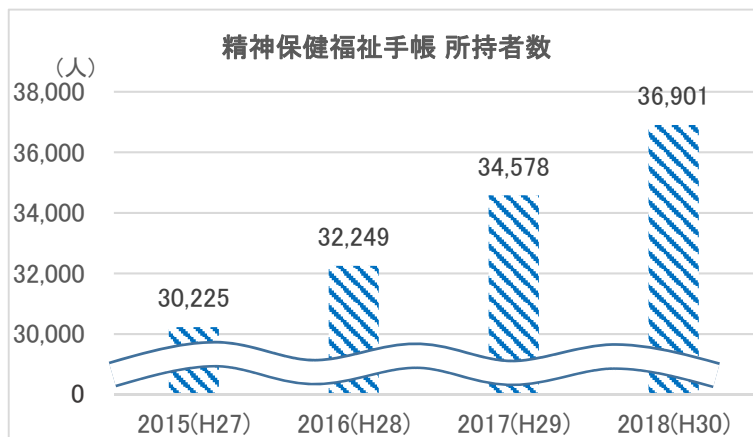
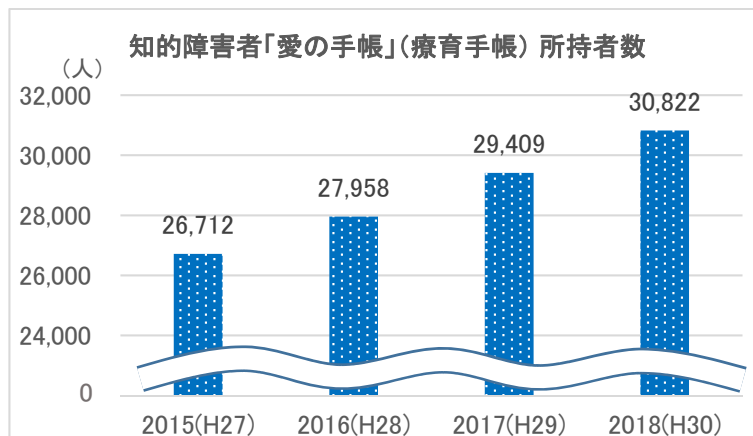
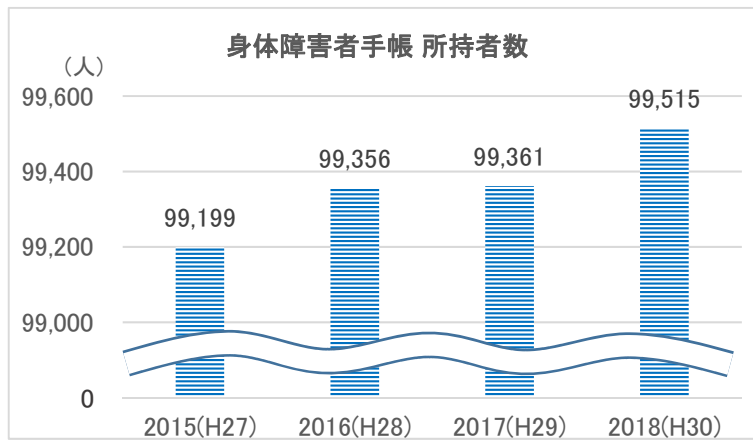
【総務省「2018 (H30) 年 住宅・土地統計調査」】



【総務省「2018 (H30) 年 住宅・土地統計調査」】

(3) 障害者

市内の身体障害者数、知的障害者数、精神障害者数は増加傾向にあります。

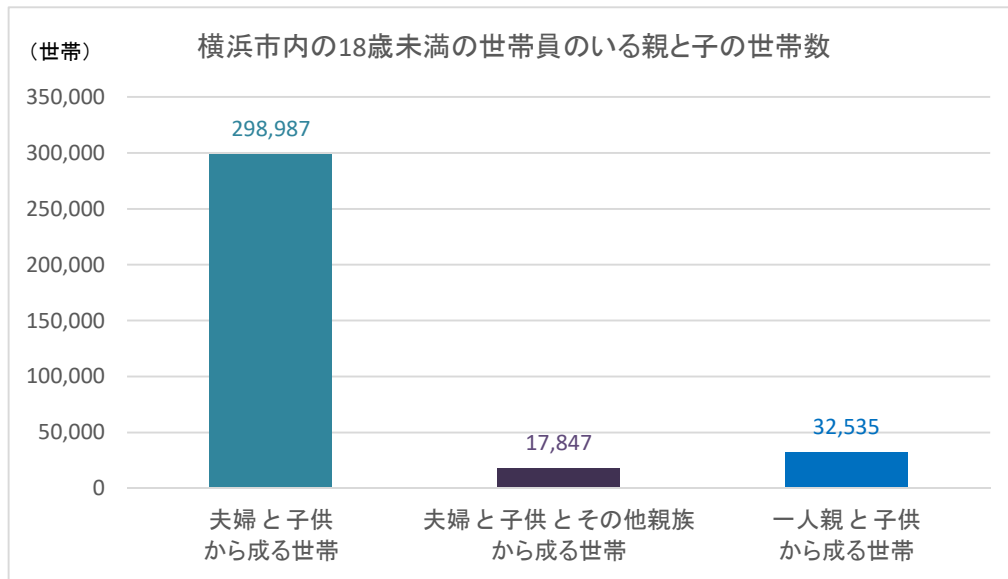


【横浜市】

(4) 子育て

①子どもを養育している世帯

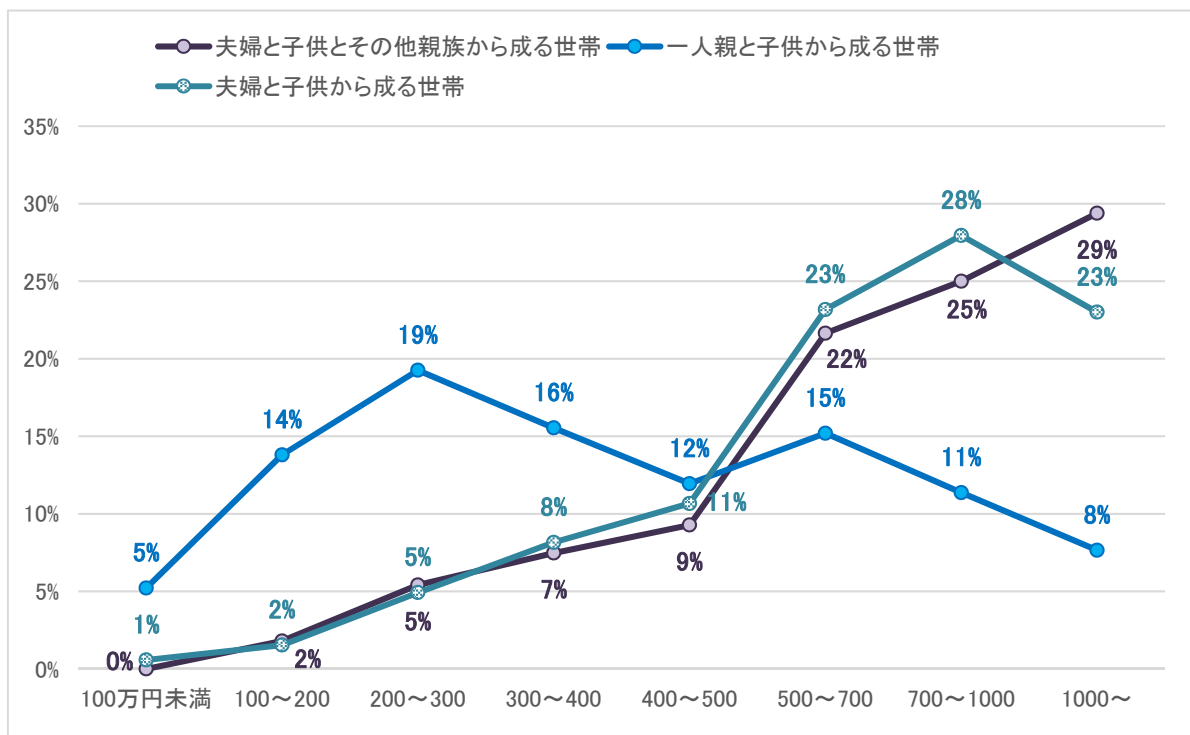
市内の18歳未満の世帯員のいる親と子の世帯数を見ると、約1割は「一人親と子供から成る世帯」となっています。



【総務省「2015（平成27）年 国勢調査」】

②親と子からなる世帯の年収の状況

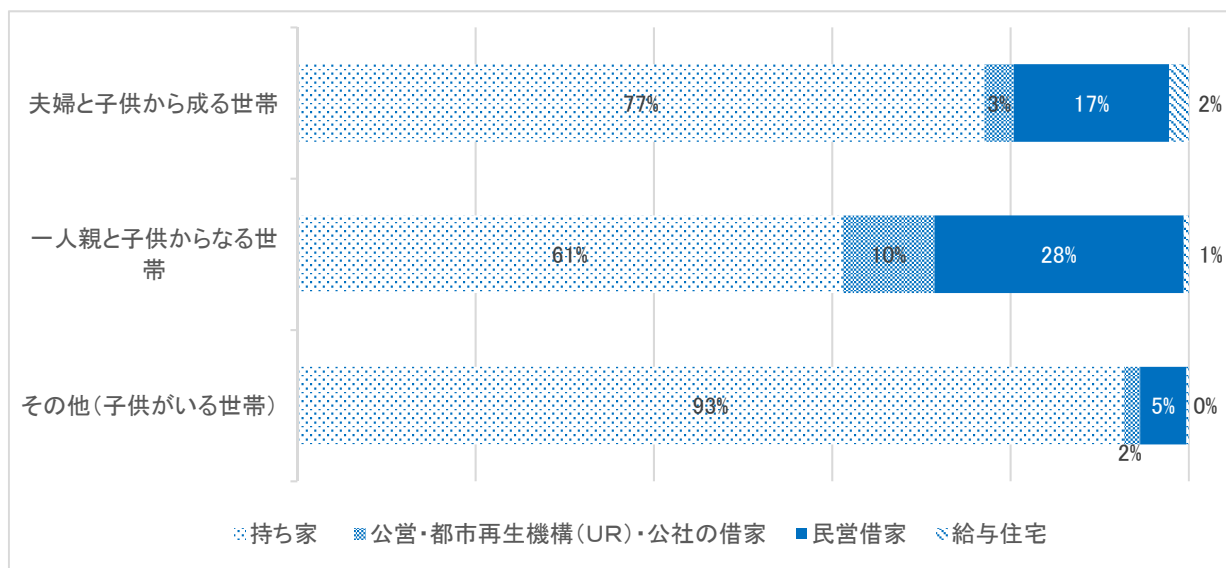
市内では、「夫婦と子供から成る世帯」及び「夫婦と子供とその他親族から成る世帯」では、年収500万円以上の世帯が7割を超えていますが、「一人親と子供から成る世帯」では年収100～400万円の世帯が多くなっています。



※子の年齢制限はない（18歳以上も含まれる） 【総務省「2018（H30）年 住宅・土地統計調査」】

③親と子からなる世帯の持ち家・民営借家等の状況

市内における「一人親と子供から成る世帯」では、借家に住む世帯の割合が高いことがわかります。

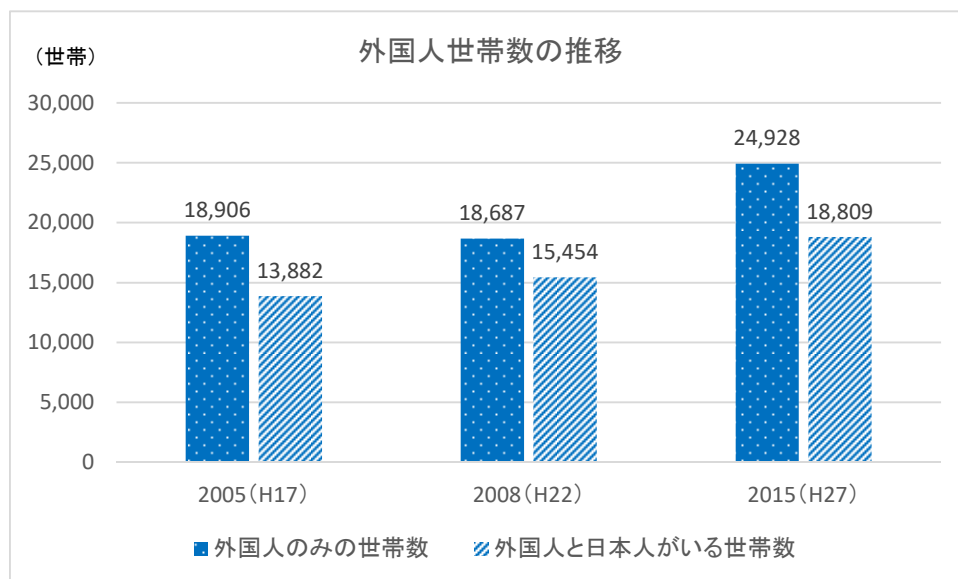


※子の年齢制限はない(18歳以上も含まれる) 【総務省「2018(H30)年 住宅・土地統計調査」】

(5) 外国人

①外国人世帯数

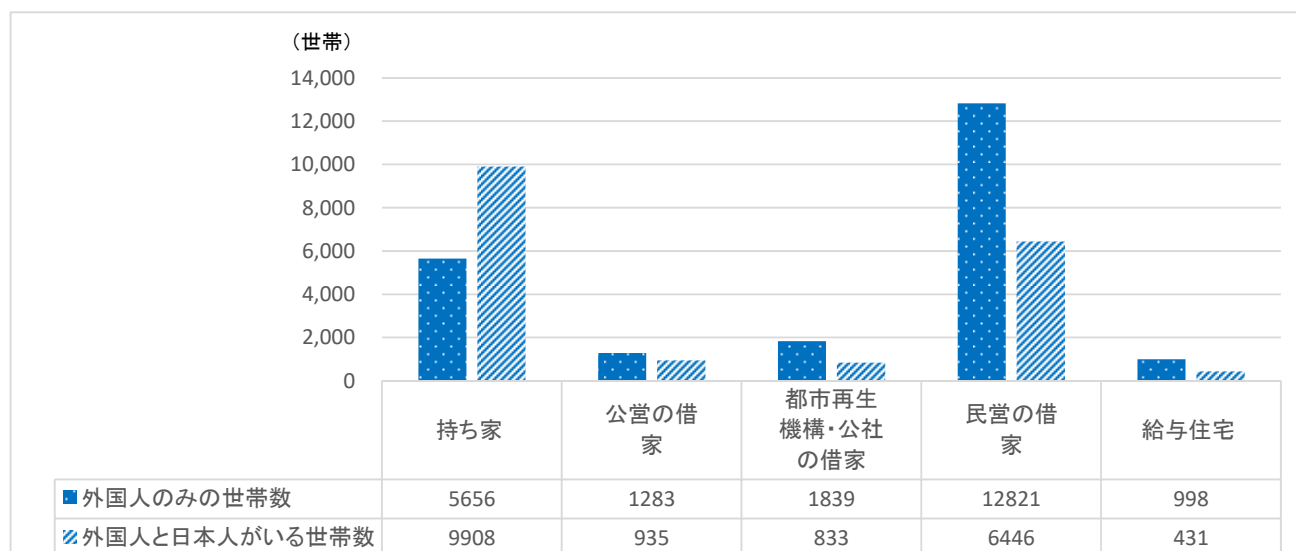
市内の「外国人のみの世帯数」及び「外国人と日本人がいる世帯数」は増加傾向にあります。



【総務省「国勢調査」】

②外国人の居住の状況

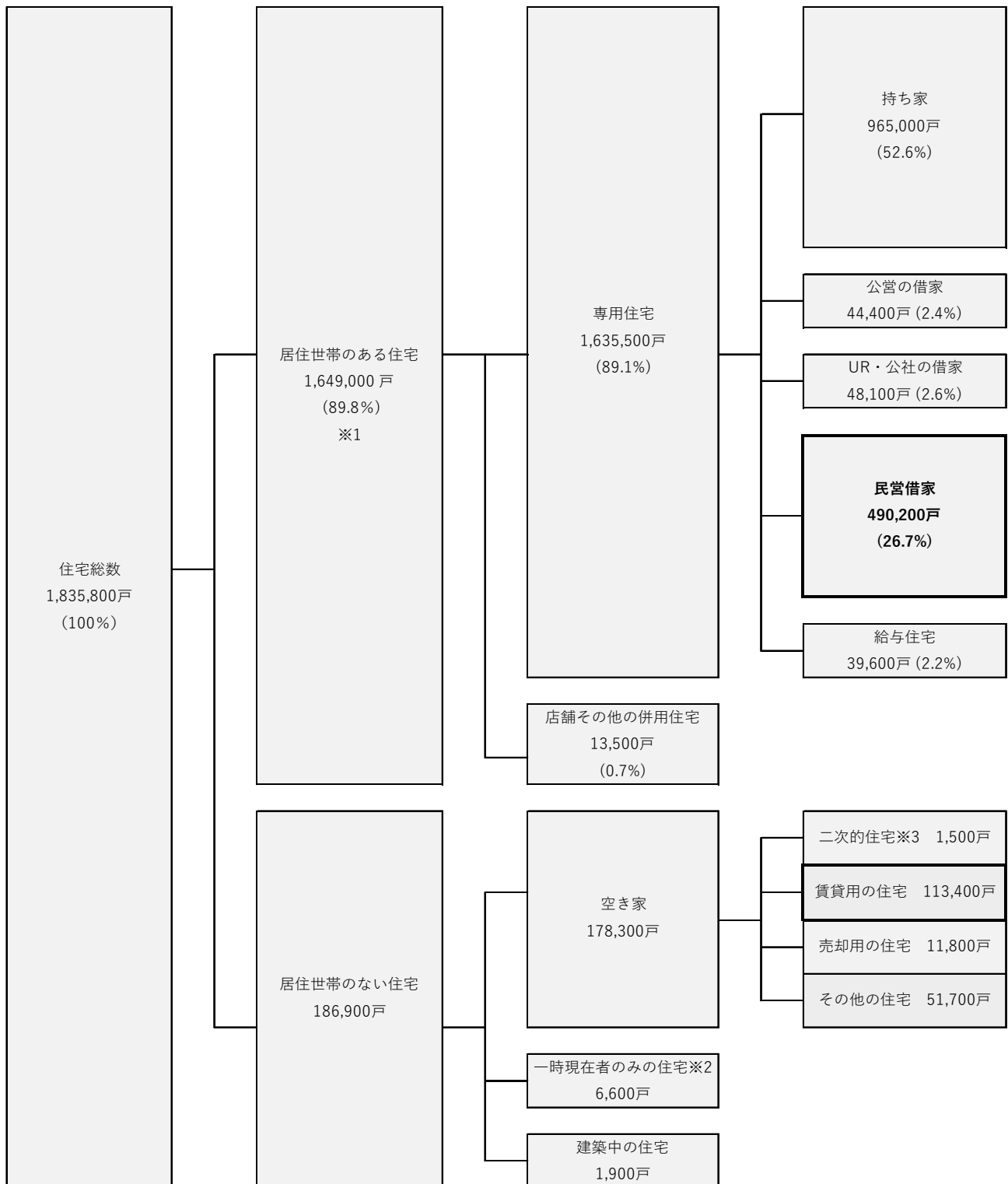
「外国人のみの世帯」では、民営の借家に住む世帯が特に多い状況です。



【総務省「2015（平成27）年 国勢調査」】

2. 横浜市内における賃貸住宅のストックの状況

(1) 住宅ストックの概要



※1：（ ）内の％は「住宅総数」に対する比率。

※2：「一時現在者のみの住宅」とは、昼間だけ使用しているとか、何人かの人が交代で寝泊まりしているなど、そこに普段居住しているものが一人もいない住宅

※3：「二次的住宅」とは、別荘及び残業で遅くなった時に寝泊まりするなど、たまに寝泊まりしている人がいる住宅

<利用データ> 2018 (H30) 年住宅・土地統計調査確報集計の都道府県第1,3表

(2) 住宅確保要配慮者に対する活用可能な賃貸住宅の供給状況

① 公的賃貸住宅

(平成31年3月31日現在)

	横浜市の施策住宅								横浜市合計
	市営住宅			ヨコハマ・ りぶいん	子育て りぶいん	高齢者向け 優良賃貸 住宅	市住宅供給 公社賃貸 住宅 ※1		
	公営住宅 (直接建設)	公営住宅 (借上)	改良住宅						
横浜市計	31,316	25,911	3,977	1,428	2,461	372	2,245	506	36,900
鶴見区	864	427	395	42	68	23	222	20	1,197
神奈川区	1,337	818	519	0	110	11	128	172	1,758
西区	327	37	167	123	98	0	16		441
中区	807	79	345	383	55	0	133		995
南区	828	106	614	108	107	2	225	22	1,184
港南区	3,543	3,334	209	0	64	25	69		3,701
保土ヶ谷区	1,808	1,442	332	34	46	18	133		2,005
旭区	4,239	4,076	163	0	101	2	57		4,399
磯子区	1,632	1,345	287	0	123	6	112		1,873
金沢区	2,112	1,517	57	538	10	70	91	64	2,347
港北区	857	335	342	180	433	2	197		1,489
緑区	4,393	4,317	76	0	310	59	74		4,836
青葉区	191	164	27	0	85	12	74	185	547
都筑区	1,717	1,654	63	0	307	62	286		2,372
戸塚区	1,124	989	135	0	167	46	236	43	1,616
栄区	689	654	15	20	82	1	24		796
泉区	1,795	1,644	151	0	232	26	92		2,145
瀬谷区	3,053	2,973	80	0	63	7	76		3,199

	神奈川県の実施住宅						都市再生 機構 賃貸住宅	うち高優賃	横浜市内 公的住宅 総合計
	県営住宅		かながわ パートナー ハウジング	高齢者向け 優良賃貸 住宅	県住宅供給 公社賃貸 住宅 ※1・3				
	公営住宅 (直接建設)	その他 ※2							
横浜市計	17,738	17,645	93	120	14	5,363	44,331	1,365	104,466
鶴見区	0	0	0	0	0	42	824	0	2,063
神奈川区	841	812	29	0	0	244	4,248	203	7,091
西区	244	244	0	0	0	0	0	0	685
中区	0	0	0	0	0	639	3,526	0	5,160
南区	0	0	0	0	0	161	2,969	22	4,314
港南区	774	774	0	0	0	0	2,481	64	6,956
保土ヶ谷区	3,885	3,885	0	0	0	68	4,455	176	10,413
旭区	1,449	1,449	0	48	0	1,470	3,092	351	10,458
磯子区	324	324	0	13	0	620	4,184	262	7,014
金沢区	478	414	64	0	0	0	4,016	27	6,841
港北区	3	3	0	15	0	0	1,741	0	3,248
緑区	618	618	0	32	14	570	1,745	0	7,815
青葉区	0	0	0	0	0	109	2,495	100	3,151
都筑区	0	0	0	0	0	0	3,020	0	5,392
戸塚区	3,502	3,502	0	0	0	790	1,913	0	7,821
栄区	303	303	0	12	0	650	3,170	160	4,931
泉区	2,238	2,238	0	0	0	0	0	0	4,383
瀬谷区	3,079	3,079	0	0	0	0	452	0	6,730

【出典：建築局集計】

※1 市／県住宅供給公社賃貸住宅は、特優賃、高優賃、地優賃を除く

※2 県営住宅(その他)・・・改良64戸(金沢区)/リノベーション住宅29戸(神奈川区)

※3 県住宅供給公社賃貸住宅は、シニア住宅(旭区326戸、磯子区101戸)及び
介護専用型有料老人ホーム(旭区92戸)を含む。

②民間賃貸住宅

民間賃貸住宅 家賃別・面積別供給状況

	合計	3万円未満	3万円以上 4万円未満	4万円以上 5万円未満	5万円以上 6万円未満	6万円以上 7万円未満	7万円以上 8万円未満	8万円以上 9万円未満	9万円以上
合計	457,700 (100.0%)	15,700 (3.4%)	12,300 (2.7%)	34,800 (7.6%)	67,900 (14.8%)	82,700 (18.1%)	67,900 (14.8%)	53,600 (11.7%)	122,800 (26.8%)
29㎡以下	159,400 (100.0%)	5,300 (3.3%)	9,000 (5.6%)	26,800 (16.8%)	42,800 (26.9%)	40,700 (25.5%)	21,700 (13.6%)	7,500 (4.7%)	5,500 (3.5%)
30～49㎡	143,700 (100.0%)	3,700 (2.6%)	1,800 (1.3%)	5,600 (3.9%)	19,400 (13.5%)	30,000 (20.9%)	30,000 (20.9%)	23,600 (16.4%)	30,000 (20.9%)
50～69㎡	96,300 (100.0%)	2,500 (2.6%)	700 (0.7%)	1,200 (1.2%)	3,500 (3.6%)	8,200 (8.5%)	12,400 (12.9%)	17,300 (18.0%)	50,500 (52.4%)
70㎡以上	58,300 (100.0%)	4,200 (7.2%)	800 (1.4%)	1,300 (2.2%)	2,200 (3.8%)	3,700 (6.3%)	3,800 (6.5%)	5,100 (8.7%)	36,900 (63.3%)

※家賃不明の住宅を除く 【総務省「2018（H30）住宅・土地統計調査」】

参考) 世帯人数に応じた最低居住面積水準

世帯人員	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人
面積水準	25㎡	30㎡	40㎡	50㎡	57㎡	66.5㎡	76㎡	85.5㎡

【国土交通省「住生活基本計画（全国版）」】

参考) 世帯人数に応じた住宅扶助限度額

世帯人員	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人
限度額	5.2万円	6.2万円	6.8万円	6.8万円	6.8万円	7.3万円	8.1万円	8.1万円

【横浜市】